

浜田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 26 号

浜田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定に関する規則の一部を改正する規則

浜田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定に関する規則(平成 28 年浜田市規則第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定」を削る。

第 2 条第 1 号中「第 35 条第 1 項各号」を「第 30 条第 1 項各号」に改め、同条第 3 号中「第 15 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改める。

第 3 条中「第 34 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、「若しくは法第 36 条第 1 項」を「又は法第 31 条第 1 項」に改め、「又は法第 41 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定（以下「基準適合認定」という。）」を削り、「又は建築物が、それぞれ誘導基準又は建築物エネルギー消費性能基準」を「が誘導基準」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 23 条第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に改め、同条第 2 項を削る。

第 5 条中「第 23 条第 3 項又は第 30 条第 3 項」を「第 20 条第 3 項」に改め、同条第 1 号中「前条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 2 項第 1 号から第 5 号まで」を「前条第 1 号又は第 2 号」に改め、同条第 2 号中「前条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は第 2 項第 6 号若しくは第 7 号」を「前条第 3 号又は第 4 号」に改める。

第 7 条中「第 23 条第 1 項又は第 27 条」を「第 20 条第 1 項又は第 26 条」に改める。

第 8 条中「又は建築物」を削る。

第 9 条中「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改める。

第 10 条第 2 項中「第 37 条又は第 43 条第 1 項」を「第 32 条」に改め、「又は基準適合認定建築物」を削る。

第 11 条中「第 38 条」を「第 33 条」に改める。

第 12 条第 2 項中「第 39 条又は法第 42 条」を「第 34 条」に改める。

第 13 条中「別表第 17 第 1 項第 1 号ウ（ア）並びに別表第 19 第 1 項第 1 号ア及び第 3 号ア」を「別表第 16 第 1 項第 1 号ウ」に改め、「並びに第 2 項第 1 号から第 5 号まで」を削る。

第 14 条第 2 項を削る。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改める。

様式第 3 号中「第 35 条第 1 項又は同法第 41 条第 2 項」を「第 30 条第 1 項」に改める。

様式第 5 号中「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改める。

様式第 6 号中「又は基準適合認定建築物」を削る。

様式第 7 号中「第 38 条」を「第 33 条」に改める。

様式第 8 号中「又は基準適合認定建築物」を削り、「第 35 条第 4 項」を「第 30 条第 4 項」に改める。

様式第 9 号中「又は基準適合認定建築物」を削り、「第 39 条又は同法第 42 条」を「第 34 条」に、「第 35 条第 4 項」を「第 30 条第 4 項」に改める。

様式第 10 号中「第 34 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改める。

様式第 11 号を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。